

# 令和3年度福岡地方最低賃金審議会議事録

## 第6回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和3年8月23日(月) 10:00 ~ 11:07

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 4人(定数5人)  
高田 亜朱華  
平井 佐和子  
平木 真朗(会長)  
丸谷 浩介

【労働者代表委員】 5人(定数5人)  
河村 敏昭  
黒崎 美紀  
小陳 武志  
野中 篤志  
浜田 紀子

【使用者代表委員】 5人(定数5人)  
金子 亮輔  
小島 良俊  
境 正義  
中村 年孝  
吉岡 秀樹

【福岡労働局】 藤枝 労働局長  
上村 労働基準部長  
鈴木 賃金室長      ほか

### 4 主要議題

(1) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

(2) その他

### 5 審議内容

会 長 定刻になりましたので、ただ今から令和3年度第6回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

本審議会は福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条により公開となっております。

本日は、公益代表委員の富山委員がご欠席でございますが、地方最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数は満たしておりますので、その旨ご報告いたします。

本日の議事録の署名は

労働者代表委員 黒崎委員

使用者代表委員 小島委員

をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

● 黒崎委員  
小島委員

(承諾)

会 長 それでは、議事(1)の「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」です。

異議申出について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長

資料No.1-1 2021年度福岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出

(福岡県医療労働組合連合会)

資料No.1-2 令和3年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書

(エフコープ生協労働組合)

資料No.1-3 異議申出書

(平和・労働・人権 北九州共闘センター)

資料No.1-4 異議申立書

(福岡県自治体労働組合総連合)

資料No.1-5 令和3年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書

(福岡県労働組合総連合)

異議申出書5件の概要及び諮問することを説明。

局 長 それでは、福岡地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、諮問をさせていただきます。

局 長 (会長あて諮問文手交)

事務局 (諮問文(写)配付)

会 長 　　ただ今、福岡労働局長から諮問を受けましたので、事務局は諮問文を読み上げて  
ください。

賃金指導官 (諮問文朗読)

会 長 　　それでは、8月5日に福岡県最低賃金審議会として答申いたしました福岡県最低  
賃金の改正決定額870円に対する異議申出の内容について、これから一括して審  
議をいたします。

異議申出の内容に対する最終的なご意見については、労使双方から後ほど表明を  
いただきたいと思いますっておりますが、まずはその前に、委員の皆様から異議申出の内  
容にかかわってのご質問等をお伺いしておきたいと思えます。

この段階でのご質問、ご意見等はございますでしょうか。

なお、ご質問等のある方は、挙手の上でご発言をお願いします。

各 委 員 (な し)

会 長 　　それでは、労使双方それぞれの立場から異議申出に対するご意見をお聞きし  
たいと思えますが、ご意見のとりまとめのため、委員間での打合せが必要であ  
れば、控室をご用意いたしますが、労使双方、如何でしょうか。

労 使 委 員 　　お願いします。

会 長 　　では、事務局は労使双方の委員を個別の控室へご案内してください。

(労使代表委員退室)

(労使代表委員入室)

(議事再開)

会 長 　　では、労使双方の委員から、それぞれの立場で取りまとめられたご意見をお伺い  
します。

まず、労働者側委員からご意見をお願いします。

小 陳 委 員 　　では、申し上げます。

提出された異議申出については、一部、我々が審議会等の中で行った主張と重な  
るものであることから、労働者の立場から出された意見として受け止めるところで  
あります。

今回の審議経過を振り返ると、労働者側委員としては、地域間格差の縮小に向け、目安を上回る改正を行うべきと強く主張してきましたが、使用者側との意見の隔たりが最後まで埋まらない中、公労使三者の話合いのもと、最低賃金審議会という場が結論を見出すべき場であることも踏まえ、公益委員の調整により、結果として出された28円引上げの提案に対し、三者協議の到達点として尊重し、賛成する判断を行ってきたものであり、その判断は現時点において変わるものではありません。

よって、第4回審議会における審議の結果について、尊重すべきと考えます。  
以上です。

会 長           では、続きまして、使用者側委員のご意見をお願いします。

中村委員       それでは、使用者側委員の意見を申し上げます。

今年度の最低賃金の審議におきましては、使用者側としては、新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受け、大幅に企業の経営環境が悪化している中では、今は、官民から労使が力を合わせて、事業の存続と雇用の維持を最優先するべきであり、最低賃金は引上げず、現行水準を維持することを一貫して主張してきました。

その主張は、答申にも使用者側意見として添付されており、最終的には28円の引上げという結論になりましたが、審議を重ねた結果であり、再審議する必要はないと考えます。

以上です。

会 長           ただ今、5件の異議申出の本旨に対する、労使双方からのご意見をいただきました。

では、公益側委員で取りまとめた意見として、私から1点、補足としての見解的なものを述べさせていただきますが、その述べた見解につきましては、後ほど、全体でのご確認をいただきたいと思いますと思っております。

まず、複数の異議申出書に記載がなされております、全国一律最低賃金の実現に向けたご要望がなされている件です。

そもそも、労働局ごとに設置されている地方最賃審議会の役割というのは、基本的には、当審議会の立場をもって何をすべきかということであって、それは、現行制度の枠組の中で、地域別最低賃金の改正決定に関する部分での諮問を受け、審議を行い、そして答申をするということが役割であると考えております。

したがって、その役割を超えるようなことはできない、というのが地方の最賃審議会の大前提ではないかと考えております。

ですから、そうした意味で、異議申出で求められているような全国一律最低賃金の実現を要望することは、私達審議会としては、仮に付帯決議による要望であったとしても、そうした要望自体ができないのではないかと考えるところです。

また、今申し上げました見解と同じ趣旨にもなりますが、例えば、福岡県自治体

労働組合総連合さんの異議申出書の3、生活保護との整合性の部分の生活保護と最低賃金の比較にかかる部分などについても、こうした比較をする際のバックデータ等の取扱い、あるいは比較の在り方に関しての要望というのは、最賃審議会がこうした取扱いや在り方を課題として捉えることは可能であろうにせよ、制度の在り方への要望にまで至るということについては、非常に難しいのではないかと考えております。

以上の見解につきまして、この場で全体での確認をしておきたいと思いますが、如何でしょうか。

ご異議はございませんでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

ありがとうございました。

では、公益委員による見解については、ただ今、全体での確認をさせていただきました。

さて、他方ではありますが、異議申出の本旨にかかる理由、ご要望等がなされた部分、これらの部分については、事務局から厚生労働省本省あてに、こうした理由等が掲げられた上での異議が申し出られている旨を伝達することについては、一定の対処が可能ではなかろうかとも思われるのですが、この点、事務局のご見解としては、如何でしょうか。

賃 金 室 長

はい、事務局から厚生労働省本省あてに異議申出書の内容を伝達することは可能であると考えております。

会 長

分かりました。

では、事務局の方から、異議申出者による申出の本旨にかかる理由、ご主張等の部分を含めた内容について、厚生労働省本省あてに伝達していただくということについて、この場で全体での確認をしたいと思います。

委員の皆様、このような異議申出にかかる対処の仕方について、異議はございませんでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

ありがとうございました。

では、事務局には5件の異議申出の内容について、本省へ伝達する対処をお願いしたいと思います。

では、8月5日に答申しました福岡県最低賃金の改正決定の額、870円にかかる審議をして参りましたが、5件の異議申出書で表明がされております本旨

の部分につきましては、既に本審議会で十分に調査審議を行った上で、改正決定に至ったものであるとのご意見が労使双方から表明されたこと、また、そうした意見が公益を含めた審議会内における一致した意見であるとの判断をいたします。

したがいまして、8月5日の答申どおり決定することが適当であるとの結論に至りたいと考えますが、委員の皆様、以上の結論に異議はございませんでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

会 長 では、異議がございませんでしたので、答申文(案)をこれから用意いたします。しばらくお待ちください。

事 務 局 (答申文(案)を会長に確認)

会 長 それでは、事務局は答申文(案)を配付して、読み上げてください。

事 務 局 (答申文(案)配付)

賃金指導官 (答申文(案)朗読)

会 長 ただ今の内容で答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なし)

会 長 それでは、答申文を局長にお渡しします。

会 長 (答申文を労働局長に手交)

局 長 (お礼のあいさつ)

会 長 ありがとうございました。

これで、本年度の福岡県最低賃金額については、870円で決定がなされる手続きに入っていくことになります。

では、発効日について事務局から説明してください。

賃金指導官 (官報掲載手続、発効日について説明)

会 長 新たな最低賃金額 870 円にかかわっては、今後、事務局の方で最賃額の周知を行っていただくとともに、労働局として履行の確保に努めていただきたいと思います。

では、最後に議事（2）の「その他」でございますが、事務局から何かございますか。

賃金指導官 ございません。

会 長 ほかに委員の皆様から何かございますか。

各 委 員 (な し)

会 長 では、本日のすべての議事は終了となります。

福岡県の最低賃金について、6月24日から審議を重ねて参りましたが、福岡県最低賃金の改正決定にかかわって、委員の皆様には長い期間、長時間でのご審議をいただき、誠にありがとうございました。

そしてまた、この間、委員の皆様には、真摯かつ誠実に審議へのご対応をいただきました。そのことにつきまして、委員の皆様にご改めて感謝を申し上げます。重ねてありがとうございました。

では、本日はこれもちまして閉会とさせていただきます。

大変お疲れさまでした。

署 名

公益代表委員



平木 真朗

労働者代表委員

黒崎 美紀

使用者代表委員

小島 良俊